

検討会のとりまとめを踏まえた見直し内容について

他覚的聴力検査の実施について

- 「身体障害認定基準の取扱い(身体障害認定要領)について」を改正(資料4)
「聴覚障害に係る身体障害者手帳の所持していない者に対し、指定医が2級(両耳全ろう)の診断を実施する場合には、ABR等の他覚的聴覚検査又はそれに相当する検査を実施し、その結果(実施した検査方法及び検査所見)を記載し、記録データのコピー等を添付すること」について記載
- 「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について」を改正し、それに相当する検査の内容等について記載(資料5)
- 診断書・意見書の様式を改正し、聴覚障害に係る手帳の所持の有無について記載(資料6)

指定医の専門性の向上について

- 課長通知で以下の内容を記載(資料7)
 - ・ 都道府県等が聴覚障害に係る指定医を新規に指定する場合は、原則として、日本耳鼻咽喉科学会の専門医である者とする。
 - ・ 地域の実情等により、専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努める。